

【3】 多数決における如法

[0] 以上のように多人語ヴィナヤ（多数決）は、教義教学上の何が「法」であるかという論争を、教義教学に照らし合わせれば明らかに「非法行為」といわざるをえないことまで行って、「法」を貫こうとする姿勢で行われるべきであるとされている。そしてこの多人語ヴィナヤのよりどころとすべき「法」のよりどころはサンガのリーダーにあった。それではなぜ律蔵は、サンガのリーダーのよって立つ立場を「法」とするのであろうか。本節ではこのことに主題を絞って考察してみたい。

[1] 以上のように「法」には、教理教学上の「法」と、多人語ヴィナヤにおいてよりどころとすべき「法」の2種があり、これらは異なった価値基準のもとにとらえられているように考えられるが、まずは律蔵において「如法」とは何か、「如法」であることの判断基準は何か、ということ調査してみたい。

[1-1] 『パーリ律』の「コーサンピー鍵度」では、

十八事によって非法説者を知るべし (aṭṭhārasahi vatthūhi adhammavādi jānitabbo)。

十八事によって如法説者を知るべし (aṭṭhārasahi vatthūhi dhammavādi jānitabbo)

(1)

とされている。この「十八事」というのは、

法なり (dhammo) 、非法なり (adhammo) 、律なり (vinayo) 、非律なり (avinayo) 、如来の所説所言なり (bhāsitaṃ lapitaṃ tathāgatena) 、如来の所説に非らず、所言に非らず (abhāsitaṃ alapitaṃ tathāgatena) 、如来の常法なり (āciṇṇaṃ tathāgatena) 、如来の常法に非らず (anāciṇṇaṃ tathāgatena) 、如来の所制なり (paññattaṃ tathāgatena) 、如来の所制に非らず (apaññattaṃ tathāgatena) 、罪なり (āpatti) 、罪に非らず (anāpatti) 、軽罪なり (lahukā āpatti) 、重罪なり (garukā āpatti) 、有余罪なり (sāvasesā āpatti) 、無余罪なり (anavasesā āpatti) 、僦罪なり (duṭṭhullā āpatti) 、非僦罪なり (aduṭṭhullā āpatti) 」 (2)

とされ、これらについて「法を法」と説き、「非法を非法」などと説くのが「如法説者」であり、「法を非法」と説き、「非法を法」などと説くのが「非法説者」とであるとされる。当然といえば当然すぎるほどの定義であり、われわれの考察には何の材料も与えてくれない。

うがって考えれば滅諍は、いつの場合も

具寿らよ、あなたがたはこの諍事を、法によって、律によって、師の教えによって、

この諍事がよく滅せられるように滅せよ (sādh' āyasmantā imaṃ adhikaraṇaṃ vūpasamentu dhammena vinayena satthusāsanena yatha yidaṃ adhikaraṇaṃ suvūpasantaṃ assa) (3)。

能如法、如毘尼、如仏所教滅此諍事

如法、如毘尼如仏教滅此事

如法、如比尼、如仏教断是事

如法、如律、如仏教滅此諍事 (4)

とされるから、釈尊の教え、要するに三蔵が文献としてそろっている現時点で言えば、「経

蔵」と「律蔵」やあるいは「摩夷 (mātikā)」のいうところに従うことが「如法」ということになるであろう。

(1) vol. I p.354

(2) *Vinaya* vol. II p.088 『四分律』も、十八事、十八諍事（大正 22 p.595 上、p.883 上）というが、『五分律』は十八項目を上げる場合と（大正 22 p.154 上）、十四法という場合（大正 22 p.160 中）があり、『十誦律』は十四種、十四事（大正 23 p.025 中、p.215 下、p.264 下、p.266 中～下 十四種）、『根本説一切有部律破僧事』も十四種破壊之事（大正 24 p.155 中）という。また『薩婆多毘尼毘婆沙』は十四項目を上げるが、それぞれに解説があるので紹介しておく（大正 23 p.524 上）。非法を法と説く＝五法（調達）、法を非法と説く＝八聖道、非律を律と説く＝五法、律を非律と説く＝八聖道、非犯を犯と説く＝仏不制心戒而説心起三毒即是犯戒、犯を非犯と説く＝不制剃髮剪爪仏説犯戒而言爪髮有命有（不――三本にはナシ）剃剪不、輕を重と説く＝如優鉢羅龍以摘樹葉故罪不可懺因此便言殺草木者一切是重、重を輕と説く＝見須提那達尼吒等以先作故不得重罪便言姪欲盜是輕、有殘を無殘と説く＝下四篇戒犯則有殘而説言無殘、無殘を有殘と説く＝四重犯則無殘而説有殘、常所説法を非常所説法＝八聖道、非常所用法を常所用法と説く＝五法、非教＝四禁是輕余篇言重、教＝四禁是重余篇是輕

(3) vol. II p.094

(4) 『四分律』大正 22 p.918 中、『五分律』大正 22 p.154 中、『十誦律』大正 23 p.252 中、『僧祇律』大正 22 p.334 中

[1-2] しかしながら、これは建前としては理解できても、紛争の当事者からしてみれば極めて不確かな基準といわなければならない。もし「律蔵」にはっきりした規定のある事項なら、その規定にしたがって判断すればよかつたはずであるし、「経蔵」の教えや律蔵には規定されていないが、明確に不行儀を犯すようなら、苦切羯磨・驅出羯磨・不見罪拳羯磨・不懺悔罪拳羯磨・不捨惡見拳羯磨など、これを強制的に処罰する制度もあつたのであるから、紛争にまで至らなかつたはずである。

しかしながら、今日のように法体系がきちんと整備されているにも関わらず、裁判沙汰が後を断たないように、何が正邪か判断しにくい「経蔵」の世界はもちろん、「律蔵」の世界においても、不分明な事項は当然ありうるはずであり、何よりも双方が共に「如法」「如律」を主張するからこそ「諍事」になるのであって、上記のような抽象的な基準がメルクマールとなるとはとても考えられない。

後にも紹介するが、「非法」によって滅諍がなされるという場合があり、これは「非法による似現前毘尼滅」と呼ばれる。それは

非法説の人が如法説の人をして教え、同意させ、考慮させ、認めさせ、指示して、これは法であり、これは律であり、これは師の教えであり、これを取り、これを喜べ、という。もし、このようにしてこの諍論が滅したとするならば、非法による似現前毘尼によって滅するのである (adhammena vūpasammatti sammukhāvinayapaṭirūpakena) ⁽¹⁾。

若一比丘、在一比丘現前好言教語。若擯非法非毘尼非仏所教。彼作如是言、是法是毘尼仏所教当受行。是如是諍事得滅、是為非法滅諍非法相似現前毘尼 ⁽²⁾。

とされ、ここでは「非法説者」が自分たちの説を「これは法であり、これは律であり、これは師の教えである」と主張しているのである。

また、正邪を知っていながら我を通す場合や、白ばくれる場合もないではないであろうが、

これが一人ならともかく、破僧が成立する四人以上の同調者を必要とするということになれば、双方共にそれなりの言い分が認められ、同調者が得られる場合ということにもなるであろう。したがって、上記のような公式的な正邪の基準では、事は解決されなかったはずであり、またそうであったからこそ、コーサンビー事件が釈尊の目の前で勃発し、釈尊でさえこれを調停できなかつたのであると考えられる。

しかも先にも紹介したように、比丘中に（あるいは断事比丘中に――『四分律』）「説法比丘（dhammakathika）」あれば、除いてもよい（遣出して）もよい、という。『パーリ律』によれば、それは

経に通ぜず、経分別に通ぜず、義を弁ぜず、文句の蔭によって義を排斥する（n' eva suttaṃ āgataṃ hoti no suttavibhaṅgo, so atthaṃ asallakkhento vyañjanacchāyāya atthaṃ paṭibāhati）」⁽³⁾

とされている。要するに言葉にとられるな、ということであって、となれば、さらに混乱することは必至であろう。現実の紛争解決には、その精神はともかく、「悪法も法」という言葉が語るように、とりあえず「法律」の条文に従うというのが、双方から文句の出ない処置ということになるであろうが、規定の表面的な文句にとられてはならないということになれば、火に油を注ぐことにもなりかねない。

(1) *Vinaya* vol. II pp.073~4

(2) 『四分律』大正 22 p.917 上

(3) *Vinaya* vol. II p.096。ただし、『四分律』では「不誦戒者、不知戒毘尼」といい（大正 22 p.918 上）、『五分律』では「欲于乱断事者」というのみである（大正 22 p.154 下）。

[1-3] このように考えると「法」を「法」のとおり、「律」を「律」のとおりに説き、行うという公式・形式では、大義名分にはなりえたとしても、具体的な紛争解決のための何のメルクマールにもならなかったことが推測できる。

とするならば、「如法」であることを錦の御旗に、それこそ不正行為紛いの、恣な裁断が許されたサンガのリーダーは、何を「如法」として行動したのであろうか。これを「滅諍韃度」やその他「破僧韃度」「コーサンビー韃度」などのいうところを手掛かりに考えてみたい。

[2] 前項で見たように、「律蔵」においては、**dhamma** と **adhamma** の基準は抽象的にしか示されていない。しかしながら、もし「律蔵」のいうところにしたがって、サンガ内に起こった紛争を調停するとなれば、その時々において、会議を運営する責任者は **dhamma** と **adhamma** を具体的に判定する必要に迫られたはずである。それでは **dhamma** とは、一体何であったのであろうか。

「滅諍」というテーマにおいてこれをいうならば、それは「サンガ和合」であったといえるかもしれない。すなわち「和合」が **dhamma** であり、「不和合」あるいは「破僧」が **adhamma** ではないかということである。

[2-1] 「コーサンビー韃度」では、コーサンビーで紛争が起こったとき、釈尊は他人の罪を見て挙罪しようとした比丘たちに向かって、

破僧を重んじる比丘たちによっては、この比丘が罪を見ないことにおいて挙罪される

べきではない (*bhedagarukehi bhikkhūni na so bhikkhu āpattiyā adassane ukkhipitabbo*) 」 (1)

と、説かれたとしており、また他方の挙罪されている方には、

破僧を重んじる比丘は他人に対して自ら罪を認めよ (*bhedagarukena bhikkhunā paresam pi sandhāya āpatti desetabbā*) 」 (2)

と、説かれたことになっている。釈尊はそれが罪であるか、罪でないかと判断する前に、それが罪であると主張している側には罪と主張するなと教えられたのであり、罪でないと主張している側にはそれを罪と認めよと教えられたのである。何が法であり、何が律であるかという判断の前に、破僧を排し和合を価値とする姿勢が明確に現れているわけである。

(1) *Vinaya* vol. I p.339、『四分律』大正 22 p.880 中、『五分律』大正 22 p.159 上、
『十誦律』大正 23 p.214 中

(2) *Vinaya* vol. I p.340、『四分律』大正 22 p.880 頁上、『五分律』大正 22 p.158 下、
『十誦律』大正 23 p.214 下

その実例が第一結集での阿難である。阿難は五つの罪で告発されているが、すべてにおいて、「私はそれを悪作とは見ない。しかし具寿たちを信じてそれを悪作懺悔します (*nāhan taṃ dukkatam passāmi, api cāyasmantānaṃ saddhāya desemi taṃ dukkham*) 」としている。 *Vinaya* vol. IV p.289。『四分律』大正 22・p.967 中～、『十誦律』大正 23 p.449 中、『五分律』大正 22 p.191 中。なお『四分律』『十誦律』は「懺悔」という言葉を使い、『五分律』は「悔過」という言葉を使っている。先に本書の第二節において、初期仏教時代においては、自ら気がつかない罪も併せて「懺悔」するということは、「業」という思想体系からすると考えられないと書いたが、ここではサンガ和合のため「気がつかない」罪も「懺悔」するというケースはあったことになる。しかしこれはそこでも議論した通り「懺悔」と訳するのは不相当で、罪を届け出て比丘の権利を復権する手続きと理解すべきであろう。

また『十誦律』の「優波離問法・雑事」では、破僧の因縁あるときには不見擯をなすと偷蘭遮とする。大正 23 p.407 下

[2-2] また、『パーリ律』の波逸提第 64 は、

いずれの比丘といえども、知って (他) 比丘の僇罪を覆蔵すれば波逸提である (*bhikkhussa jānaṃ duṭṭhullaṃ āpattiṃ paṭicchādeyya, pācittiyaṃ ti*) 。

という条文であるが、これには「サンガに訴訟・諍論・論争・口論が起こるであろうとして告げない (*saṅghassa bhaṇḍanaṃ vā kalaho vā viggaho vā vivādo vā bhavissatī ti nāroceti*) 」場合や、「サンガが分裂し、僧不和合が起こるであろうとして告げない (*saṅghabhedo vā saṅgharāji vā bhavissatī ti nāroceti*) 」場合は無罪 (*anāpatti*) とされている (1)。他比丘が波羅夷や僧残罪の重罪を犯すのを知った比丘は、それをサンガに告発しなければ罪となるのであるが、それによってサンガに紛争が起こる恐れがあるときには、告発しなくてもよいというのである。

また『十誦律』では、比丘に不見擯羯磨をなしたことにより、不共の布薩・説戒・自恣、不共の作羯磨、不共の中食、不共の帶鉢那がなされるようになり、上座を立てて迎えるというようなことをしなくなり、そこで僧破僧諍僧別僧異が起こるようなときには、

是の五法を思惟し已って、擯を作す応らず。

とされている (2)。これも不見擯羯磨をなすべきようなときでも、破僧の恐れがある時には

なしてはならない、というのである。

また『パーリ律』波逸提第 12 は「異誡戒」であり、罪を犯してその罪を逃れるため、異語をなし黙然とすることは波逸提とされるが、破僧や諍論が起こりそうなきときにはそうしても不犯となっている⁽³⁾。

さらに『パーリ律』の波逸提第 80 はサンガに決定すべき羯磨が起こったときに、委任状(chanda)を与えないで席を立てて去ることを禁止するものであるが、この場合も「僧伽に訴訟・諍論・論争・口論が起こるであろうとして行く場合」は不犯であるとされている⁽⁴⁾。サンガの行事に参加するよりも、破僧事件に巻き込まれることから逃れる方が優先されているわけである。

また盗み聞きすることは『パーリ律』の波逸提第 78 で禁止されている。ただし諍論を止めようとするときは不犯であるという⁽⁵⁾。

また、【論文 20】に書いたように、紛争解決の方法の 1 つとして草覆地ヴィナヤがあり、これは双方がその主張を凍結して、とりあえず和解するという方法である。『パーリ律』ではこれを

我等は議論を生じ、諍論を生じ、争いを事として住し、多くの非沙門の法を専らとし、語に散乱がある。もし、我々がこれらの罪によって互いに為したならば、この諍事は粗暴となり、厄介なものとなり、破僧ならしむるであろう⁽⁶⁾。

というようなときに用いるといい、『四分律』は、

共諍、多犯衆戒、非沙門法、亦作亦説出入無限。

多犯衆罪非沙門法、言無斉限、出入行来不順威儀。我等若自共尋究此事、恐令罪深重、不得如法如毘尼如仏所教諍事滅、令諸比丘住止不安樂⁽⁷⁾。

とし、『十誦律』は、

我等大失非得大衰非利大悪不善⁽⁸⁾。

とし、『僧祇律』は、

今世苦住、後墮悪道⁽⁹⁾。

としている。要するに、これ以上紛争を続けると、事柄が深刻になり、破僧が起こる危険性があるという時に、事柄の根源まで突き詰めないで、いわばうやむやのままにすることによって調停をなすというのである。臭いものに蓋をして、紛争を未然に防ごうというわけである。

また、「遮説戒羯磨」では

私が自ら事を取って、これによって僧伽が議論し、諍論し、論争し、争い、破僧し、分裂し、分れ、異にするであろうと観察し、知るならば自ら事を取ってはならない(遮説戒羯磨をなしてはならない)⁽¹⁰⁾。

として、破僧の危険性のあるときには、遮説戒羯磨をなしてはいけないという。

以上のように、他人の罪を見たらそれを告発するということや、犯罪事実があればその真実を追及したりすることは、比丘たる者の行わなければならない正義であるが、しかしサンガに紛争が起こりそうなきときには、それを予防することのほうが優先されているのである。すなわち経や律の説く如法よりも前に、それに優先するサンガ和合という価値があるということになる。換言すれば、経蔵や律蔵がよりどころとする普遍的・理念的な「法」とは異なる、紛争解決のためによりどころとすべき「法」があったということであり、しかも後者の

方が前者よりも優先するということになるのである。そしてその優先されるべき法は「サンガ和合」であったということができる。サンガのリーダーは、紛争解決のためには、あるいはサンガ運営のためには、この「サンガ和合」という最大の価値をよりどころにすべきであったということになる。

佐藤密雄博士は「滅諍法」を裁判で正邪を判定する方法といわれるが⁽¹¹⁾、以上の議論を踏まえれば、これは文字通り紛争を押さえ、破僧を防ぐ手続きといったほうが正しいであろう。

- (1) *Vinaya* vol. II pp.127~8 ただし漢訳の諸律にはこのような解釈をするものはない。わずかに『四分律』大正 22 p.679 上に、「若説或有命難梵行難不説、無犯」とするのみである。
- (2) 大正 23 p.225 中、226 中、227 中
- (3) *Vinaya* vol. IV p.037
- (4) vol. IV p.153
- (5) vol. IV p.151
- (6) vol. II p.086
- (7) 大正 22 p.915 下
- (8) 大正 23 p.256 上
- (9) 大正 22 p.335 中
- (10) *Vinaya* vol. II p.248、『四分律』大正 22 p.909 上~中参照
- (11) 佐藤密雄『原始仏教教団の研究』p.329

[2-3] 以上のように、律蔵においては教理教学上において求められる「法」とは異なるサンガ運営上の「法」、換言すれば多人語でよりどころとすべき「法」、紛争解決においてよりどころとすべき「法」があり、その根底には「サンガ和合」があったということができる。そしてサンガのリーダーはサンガを指導し、運営するときには常にこの価値基準によらなければならないということになる。

しかしながら上述してきた多人語の行い方を見てみると、現実的にはこの論理構造が逆転していて、サンガのリーダーはサンガ和合を第一の価値としてサンガを指導し、運営しなければならないのであるから、サンガのメンバーはサンガのリーダーの言うところを善とし、是とし、如法としてしたがうべきであるというふうになっているように考えられる。今までサンガ形成の過程やサンガが大家族的に組織であったことなどを根拠として、サンガはそのリーダーの強力な指導力のもとで運営されていたことを証明しようとしてきたが、今の時点でこれを言えば、サンガは和合しているからこそサンガであって、そのためにはサンガはそのリーダーの教えにしたがうべきなのであって、だからこそ羯磨も行籌もリーダーの提案通りにしゃんしゃんしゃんと行われなければならない、ということになる。